

障害児通所事業

総量規制、見直しへ

厚労省「きめ細かく判断」

厚生労働省は9月15日、障害児の通所サービス（通所サービ）の総量規制を見直す考えを障害児通所支援の在り方に関する検討会（座長＝柏女露峰）に示した。現在は事業所の指定権限を持つ都道府県が規制しているが、身近な生活圏域ごとに指定を拒めるようにしたい考えだ。委員からは、きめ細かく判断して規制することに賛成する声が上がった。増加傾向にある事業所の再編とセットで、総量の絞り込みも進む見通しだ。検討会は10月中旬に報告書をまとめる。

総量規制とはサービス利用の定員総数が見込み量を超える場合、事業所の指定を都道府県が拒める仕組みのこと。現在、未就学児が通う児童発達支援、就学児が通う放課後等デイサービスは規制対象となっており、例えば中学校区ごとに必要な量や機能が充足しているか判断する仕組みが、かねて求められていた。

指定権限は都道府県が持ったまま、市町村が指定に関与できる仕組みを法令に位置付けることが課題となる。その方向性については、委員が議論した。残された会合は10月13日となる見込みだ。

（福田敏克）

しかし、全体では充足しても偏在していたり、医療的ケア児を受け入れる機能が不足していたりする例がある。それを改めるため、例えば中学校区ごとに必要な量や機能が充足しているか判断する仕組みが、かねて求められていた。

児童発達支援の事業所数は2019年現在、約7000カ所、放課後等デイサービスは約1万4000カ所。12年以降急増し、障害福祉の給付費増大の要因とされている。同日の会合では報告書の柱だとなる骨子（案）を厚労省が示し、委員が議論した。残された会合は10月13日となる見込みだ。

（福田敏克）

複数の委員が賛同している。一方、それを実現するには、例えば、放課後等デイサービスを「療育型」「預かり型」など幾つかの類型に分けた上で指定することも課題となる。

現在、放課後等デイサービスは事業所ごとに支援内容がマチマチだと指摘されている。自治体が総量に留意しながら指定するには、事業所の機能を客観的な指標で区分けすることが前提となるが、合理的な区分け方法を導くにはなお時間がかかりそうだ。